

3 総防管第 2767 号

令和 3 年 10 月 25 日

東京消防庁予防部長 殿

各市町村消防本部消防長 殿

島しょ各村消防主管課長 殿

東京都総務局総合防災部長

( 公 印 省 略 )

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表 P F O S 又は  
その塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の  
基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴う留意事項について (通知)

標記について、消防庁より別添のとおり通知がありましたので、その内容について了知され、  
遺漏のないよう対応願います。

【担当】

総務局総合防災部防災管理課消防担当 

電話 03-5388-2457 (直通)

消 防 消 第 412 号  
消 防 予 第 522 号  
消 防 危 第 234 号  
消 防 特 第 207 号  
令和 3 年 10 月 22 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁消防・救急課長  
消 防 庁 予 防 課 長  
消防庁危険物保安室長  
消防庁特殊災害室長  
( 公 印 省 略 )

**化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表 P F O S 又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴う留意事項について（通知）**

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表 P F O S 又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 3 年総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第 1 号。以下「省令」という。）が令和 3 年 9 月 21 日に公布され、同年 10 月 22 日に施行されることとなりました。

これに伴い、留意事項を下記のとおりとりまとめましたので、貴職におかれては、その運用に十分に留意されるようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであること及び留意事項の内容は厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室、経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室及び環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室と協議済みであることを申し添えます。

記

- 1 P F O A 又はその塩を、その成分として意図的に含む有機フッ素化合物を使用している消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤（以下「消火薬剤等」という。）については、



化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「化審法」という。）第 28 条第 2 項における「第一種特定化学物質が使用されているもの」に該当し、省令において定める技術上の基準に基づく取扱いが必要となること。なお、他の化学物質を製造する際に非意図的に副生される PFOA 又はその塩（以下「副生 PFOA」という。）を含有した消火薬剤等については、第一種特定化学物質を意図的に使用したものではないことから、当該技術上の基準は適用されないこと。

2 省令第 3 条に基づく表示については、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表 PFOA 又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の施行に伴う留意事項について（通知）」（平成 22 年 9 月 3 日付け消防消第 215 号・消防予第 385 号・消防危第 191 号・消防特第 168 号）別紙 1 の 3 及び別紙 2 の例によること。

3 消防機関等は、副生 PFOA を含有した消火薬剤等を使った放射訓練や演習等（以下「放射訓練等」という。）を実施する場合にあっては、次に示すところにより、環境放出を抑えるよう努められたいこと。

（1）放射訓練等を実施する場合は、事前に訓練計画を立てるとともに、訓練場所を指定すること。

（2）化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 144 号。以下「改正政令」という。）の施行前に製造された消火薬剤等を放射訓練等に使用することは極力控えるとともに、第一種特定化学物質が使用されていない訓練用の消火薬剤等や、「副生第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて（お知らせ）」（平成 31 年 3 月 29 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室、経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室、環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室）に基づき、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」（平成 30 年 9 月 3 日付け薬生発 0903 第 1 号・20180829 製局第 2 号・環企発第 1808319 号。以下「運用通知」という。）により、第一種特定化学物質として取り扱わないこととされた物質を使用した消火薬剤等の活用を検討すること。

（3）やむを得ず、改正政令の施行前に製造された消火薬剤等を用いて放射訓練等を実施する場合は、使用する消火薬剤等の量を必要最小限にするとともに、使用薬剤量及び放水量を管理すること。

4 所定の使用年限を経過した消火薬剤等（PFOA 又はその塩を含有しないものを含む。）を廃棄物として処理する場合又は移替え、漏出、訓練及び点検等の際に生じた汚染物を処分する場合等においては、従前どおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）その他の関係法令の規定に従い処理すること。

なお、別途、環境省からP F O A又はその塩を含む消火薬剤等処理する場合の留意事項が示された際には、それに留意すること。

- 5 P F O A又はその塩が残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約附属書Aに追加された趣旨に鑑み、その環境放出抑制の観点から、省令において定める技術上の基準の適用を受ける消火薬剤等については、第一種特定化学物質が使用されていないものや運用通知により第一種特定化学物質として取り扱わないこととされた物質を使用するものへの切り替えを早期に進めるよう努められたいこと。

(連絡先)

消防・救急課

TEL 03-5253-7522

予防課

TEL 03-5253-7523

危険物保安室

TEL 03-5253-7524

特殊災害室

TEL 03-5253-7528